

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 交付規程

平成30年4月2日 廃3R研第040205号
公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)交付要綱(平成30年3月29日付け環循総発第18032911号)、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要領(平成30年3月29日付け環循総発第18032912号)の規定(以下「法令等」という)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)が行う間接補助金(以下、「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙(第3条関係)の2に規定する者とする。
 - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者(以下「代表事業者」という。)とする。それ以外の事業者を共同事業者という。
 - 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定

通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。

- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 申請者は、第７条第１項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して１５日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第１０条 財団は、第８条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- ２ 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で財団の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 財団は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(継続年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち継続年度における補助事業について、継続年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第14による継続年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第16条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月2日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
地域循環圏・エコタウン 低炭素化促進事業	事業を行うために直接必要な業務費（賃金、共済費・社会保険料、旅費、需要費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）及びその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	財団が必要と認めた額	1 分の 1

別表第2

1 費 目	2 細 目	3 内 容
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。
	使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	その他必要な経費	財団が承認した経費をいう。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 補助対象事業

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地方公共団体において、低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース（農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等）を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

3 複数年度事業における事業の廃止の取り扱い

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

交付規程様式等

様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）

別紙 1 実施計画書

別紙 2 経費内訳

別紙 3 歳入歳出予算書

様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）

様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）

様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）

様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）

様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）

様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）

様式第 10 完了実績報告書（第 11 条関係）

別紙 1 実施報告書

別紙 2 経費所要額精算調書

別紙 3 歳入歳出決算書

様式第 11 年度終了実績報告書（第 11 条関係）

様式第 12 交付額確定通知書（第 12 条関係）

様式第 13 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）

様式第 14 継続年度補助事業開始承認申請書（第 15 条関係）

様式第1（第5条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）
交付規程（以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定により上記補助金の交付につ
いて下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す
る法律施行令（昭和30年政令法律255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 平成 年 月 日
- 6 その他参考資料

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

別紙 1

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書

補助事業名	事業									
地方公共団体名										
事業実施の担当者	事業実施の代表者									
	氏名		事業者名・役職名					所在地		
	電話番号		FAX 番号		E-mail アドレス					
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）									
	氏名		事業者名・役職名					備 考		
	電話番号		FAX 番号		E-mail アドレス					
主たる計画対象施設	名称	複数可				所在地				
共同事業者 (あれば)	団体等の名称		氏名			役職		電話・FAX・Email		
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）				合計			事業期間	
									1 年 o r 2 年	
補助金所要額 (千円)	該当年度									
＜事業内容＞										
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度にわたる事業を計画している場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記入してください。 【事業の背景】 ※前提となる現在の状況や課題等について記入してください。 【本事業で実現可能性を調査する構想の内容（目指す姿）】 ※可能な限り具体的に示してください。 ※当該構想の中で設備導入が想定される場合は、それについても記入してください。 【調査内容】 ※調査する項目が複数ある場合は調査項目ごとに記入してください。 ※各調査項目において検証する具体的な課題や検証方法等について記入してください。										

※完了実績報告書が完成するまでの計画を記入してください。
※複数年度計画の場合は、計画完了年度まで記入してください。

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等

※エネルギー起源CO₂削減効果及び循環型社会の形成推進に資する効果（可能であれば自然共生社会の形成推進に資する効果も）を記入してください。

※削減量の算定に当たっては公募要領別添を参照してください。

※構想が実現した場合に期待される経済的・社会的意義を記入してください。

※2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。

※他の助成制度でこれまで過去３年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。

- 13 -

事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (千円未満切り捨て)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円 (うち消費税及び 地方消費税相当額 円)		

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 3

平成 3 0 年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋

(歳 入)		(歳 出)		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
(款) 支出金		(款) 環境保全費		
(項) 補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品工事費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

様式第2（第6条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令法律255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程（平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付要綱（平成30年3月29日付け環循総発第18032911号）、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要領（平成30年3月29日付け環循総発第18032912号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程（平成 年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した内容の下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付要綱（交付要綱（平成30年3月29日付け環循総発第18032911号）、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要綱（平成30年3月29日付け環循総発第18032912号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令法律255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 8（第 8 条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 3 0 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第 8 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第11条関係）

平成 年 月 日
公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）完了実績報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日付け廃3R研第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 6 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙 1

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施報告書

補助事業名	事業				
地方公共団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
主たる計画対象施設	名称	複数可	所在地		
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	氏名	役職	電話・FAX・Email	
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度(該当者のみ)	合計		事業期間
					1年 o r 2年
補助金所要額 (千円)	該当年度				
<調査内容> ○記入上の注意 「F/S 調査書」の概要版となるよう記入してください。 また、記入においてはこの報告書で概略が分かるように記入し、詳細は「F/S 調査書」〇〇ページ参照としてください。 ※実施した事業の概要及び結果等を簡潔に記入してください。また、実施計画書の【本事業で実現可能性を調査する構想の内容(目指す姿)】などと比較し、どのような結果となったか、どのような成果をあげることができたかについても記入してください。					
<事業性評価> ※実現性や投資効果等、事業性の評価を記入してください。					
<環境性評価> 【CO2削減効果】 ※削減量の算定に当たっては公募要領別添を参照してください。					

＜計画の位置付け工程＞
※地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画に対する位置付けの進め方について記入してください。
＜添付資料＞
・ F/S 調査書 ・ 実施計画書に変更があった場合、変更内容が分かる書類を添付してください。

注 1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費所要額/精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (千円未満切り捨て)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円 (うち消費税及び 地方消費税相当額 円)	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙3

平成 30 年度歳入歳出決算書（見込書）抜粋

(歳 入)		(歳 出)		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
(款) 支出金		(款) 環境保全費		
(項) 補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品工事費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

様式第 11 (第 11 条関係)

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)の平成 30 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)交付規程第 11 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(平成 年 月 日付け廃 3 R 研第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 補助事業の実施状況

* 交付規程第 8 条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事 業 費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) － (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) － (4)

様式第12（第12条関係）

廃3R研第 号

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程（平成30年 月 日付け廃3R研第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理 事 長 印

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第13（第13条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）の精算払（概算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第14（第15条関係）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）に係る継続年度補助事業開始承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）のうち、継続年度における補助事業について、継続年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- （1）補助事業の名称
- （2）補助事業の概要
- （3）継続年度における補助事業の概要

2. 継続年度の交付決定の日の前日までの間において、継続年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料